入　札　説　明　書

　この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　業務概要

　(１)　業務件名及び数量

　　　　県南地区県立学校消防用設備点検業務　21校39施設

　(２)　業務の仕様その他明細

　　　　別添「委託業務仕様書」及び「委託業務内容明細書」のとおり

　(３)　履行期間

　　　　契約締結日から令和８年２月27日まで

　(４)　履行場所

　　　　委託業務内容明細書「別表　県立学校消防用設備及び数量（県南）」のとおり

２　入札参加者資格

　　次の全てを満たす者であること。

　(１)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

　(２)　入札日現在で、令和７・８・９年度庁舎管理業務競争入札参加資格者名簿の保守管理（消防設備）に登録されているもので、岩手県内に本社を有する者であること。

　(３)　以下の消防用設備の種類に対応する免状の交付を受けている消防設備士等をそれぞれ１名以上有すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 消防設備士の種類及び指定区分 | 消防用設備の種類 |
| 消防設備士 | 第１類 | 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備 |
| 第１類・第２類 | 動力消防ポンプ、連結送水管 |
| 第６類 | 消火器 |
| 第１類・第２類・第３類 | パッケージ型消火設備 |
| 第４類 | 自動火災報知設備 |
| 第５類 | 避難器具 |
| 第７類 | 漏電火災警報器 |
| 第４類・第７類 | 非常警報器具、非常警報設備 |
| 第４類又は第７類の消防設備士のうち電気工事士又は電気主任技術者免状の交付を受けている者。 | 誘導灯、誘導標識 |
| 次の資格を併せ持つ者。また、①のみの資格者と②のみの資格者は併せて技術員として配置できる。  　①　自家用発電設備専門技術者資格を有する者。  　②　消防法に基づく消防設備点検資格者第１種又は消防設備士第１類。 | | 非常用自家発電設備 |

(４)　入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年３月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

　(５)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第１項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

　(６)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に掲げる暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

　(７)　令和２年４月以降に、元請として国・地方公共団体等が設置する公共施設等において、(３)の消防用設備に係る点検業務を履行した実績を有すること。

３　入札参加者に求められる事項

　(１)　入札参加者は、次の書類を令和７年７月16日（水）午後５時までに15(２)の場所に１部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。

　　　ア　入札参加資格審査申請書（様式１）

　　　　　なお、支店、又は主たる営業所の代表者が本申請書を提出する場合にあっては、入札参加申請に係る本社からの委任状を添付すること。

　　　イ　消防用設備点検業務に関する履行実績証明書（様式２）

　　　ウ　イの業務内容が分かる資料（契約書、仕様書等）の写し

　　　エ　資本関係・人的関係に関する届出書（様式３）

　　　オ　消防用設備の種類に対応する免状の写し

　(２)　提出書類等を提出した者は、入札日の前日までの間において、その内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

　(３)　提出書類等は、岩手県において審査するものとし、要件が満されると認められた者に限り入札に参加できるものとする。

　　　　なお、提出書類等の補足、補正等は認めるが、令和７年７月18日（金）午後５時までとする。

　(４)　審査結果は、令和７年７月22日（火）までにＦＡＸにより通知する。

　(５)　その他

　　　ア　提出書類等は、入札参加者資格の審査以外に使用しない。

　　　イ　提出書類等は、返却しない。

４　資本関係等のある会社の参加制限

　　次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

　　なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

　(１)　資本関係

　　　　以下のいずれかに該当する二者の場合。

　　　　ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

　　　ア　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

　　　イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

　(２)　人的関係

　　　　以下のいずれかに該当する二者の場合。

　　　　ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

　　　ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

　　　イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

　(３)　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第３条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

　(４)　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

　　　　その他上記(１)から(３)と同視し得る関係があると認められる場合

　(５)　入札参加希望者が(１)から(４)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

５　入札の方法等

　(１)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

　(２)　入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

　　　　また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取消しをすることができない。

　(３)　入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

　(４)　代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

６　入札及び開札の日時及び場所

　(１)　日時

　　　　令和７年７月25日（金）午前10時

　(２)　場所

　　　　岩手県庁舎10階　教育委員室

７　入札書記載事項

　　入札書は、次のことを表示し、押印すること。

　(１)　入札年月日

　(２)　頭書に「入札書」である旨記載

　(３)　入札金額

　(４)　入札件名

　(５)　あて名（「岩手県知事」とする）

　(６)　入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載。））

８　入札保証金

　　免除

９　入札の無効

　　次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

　(１)　競争入札の参加資格のない者がした入札

　(２)　入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札

　(３)　委任状の提出がなされていない代理人のした入札

　(４)　記名押印のない入札

　(５)　金額を訂正した入札

　(６)　誤字脱字等により必要事項が確認できない入札

　(７)　同一入札参加者又は代理人が２つ以上提出した入札

　(８)　明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札

　(９)　その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10　落札者の決定方法

　(１)　本入札においては、最低制限価格を設ける。

　(２)　本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

　　　　なお、最低制限価格に満たない入札を行ったものは、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。

　(３)　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

　(４)　(３)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11　開札に立ち会う者に関する事項

　(１)　開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

　(２)　入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場所に入場することができない。

　(３)　入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

12　再度入札に関する事項

　(１)　初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

　(２)　再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者に限る。

　(３)　11(３)により入札場所から退去させられた者は、再度入札に参加することはできない。

13　契約に関する事項

　(１)　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

　(２)　契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

　(３)　落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

14　入札説明書等に対する質疑

　(１)　入札説明書等について質疑がある場合には、令和７年７月17日（木）午後５時までに質問書（様式４）を持参、郵送又はＦＡＸにより、15(２)の場所に１部提出すること。

　(２)　(１)の質問書に対する回答は、令和７年７月23日（水）までにＦＡＸにより行う。なお、回答内容は、入札参加者資格が有と認められた者すべてに通知する。

14　その他

　(１)　入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(２)　入札、契約及び仕様書に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

　　　岩手県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当

　　　〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番１号

電話番号　019-629-6112　　ＦＡＸ番号　019-629-6119